連載

会計基準のコンバージェンスへの取組み



企業会計基準委員会と 国際会計基準審議会との 第17回定期協議の概要

企業会計基準委員会

され 明弘

I はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)と 国際会計基準審議会(IASB)は、 2013年5月9日及び10日に、東京で 第17回の定期協議を行った。ASBJ からは、西川委員長、新井副委員長、 小賀坂副委員長、関口委員とスタッ フ等が、IASBからは、Hoogervorst 議長、鶯地理事、Cooper理事、Rees アソシエイト・ディレクターが参加 した。

以下、第17回定期協議の概要を紹

介する。なお、文中でASBJ側の意 見及びIASB側の意見として紹介し ている部分、また、筆者の意見にわ たる部分は、会議上での発言者個人 及び筆者それぞれの私見であり、そ れぞれが所属する組織の正式見解で はないことを申し添える。

Ⅱ 全体のスケジュール

日 時	セッション	主な内容
9 日	ASBJ・IASBのアップデート	
午前	概念フレームワーク	プロジェクトの進め方慎重性(保守主義)純損益・OCI測定
午後	概念フレームワーク(続き)	開示(注記)認識及び認識の中止
	保険契約	保険契約収益の表示
10日	金融商品:減損	• IASBの公開草案「金融商品:予想信用損失」について
午前	のれんの減損及び償却に関するリサーチ・プロジェクト	ASBJのリサーチ・プロジェクトの現在までの状況リサーチ・プロジェクトの今後の予定

Ⅲ 議事概要

1. ASBJ・IASBのアップデート

冒頭、ASBJの西川委員長は、IFRS に関する日本国内の最近の状況とし て、2013年3月及び4月に開催された企業会計審議会の概略について説明をした。そこでは、IFRS適用に関する経団連の意見や、金融庁が挙げた、今後、企業会計審議会で検討すべき論点などを紹介した。また、

西川委員長は、日本の関係者が引き 続き関心を持っているIFRSの項目 について説明した。これに対し、 IASBのHoogervorst議長からは、日 本における今後の任意適用企業の拡 大などについて意見が示された。

次に、西川委員長は、会計基準ア ドバイザリー・フォーラム (ASAF) の会議に際してASBJが構築した日 本国内の準備体制などを説明した。 また、今後ASAFを成功させるため に考慮すべきと考えている点も説明 した。Hoogervorst議長からは、準 備期間が限られていたことも考慮す ると、4月に開催したASAFの第1 回会議は、ディスカッションの質も 高く、有用な提案があったと感じて いるとのコメントがあった。

さらに、西川委員長より、このよ うな形式の定期的な共同会議は今回 が最後だが、今後も様々なレベルで IASBとASBJとの間の緊密な関係を 継続したい旨が伝えられ、 Hoogervorst議長からも同感である とのコメントがあった。

また、本アップデートのセッショ ンの中で、IASBと米国財務会計基 準審議会 (FASB) が共同で実施し ているMoUプロジェクトである収 益認識プロジェクトとリースプロジェ クトについての意見交換もなされた。 収益認識プロジェクトでは、2011年 11月にIASBとFASBから公表された 改訂公開草案「顧客との契約から生 じる収益」に関する実質的な再審議が ほぼ終了し、最終基準の草稿段階に 入っている。本セッションでは、開示及び 最終基準公表後の一貫した適用への 取組みなどついて意見交換がなされた。

リースプロジェクトでは、2010年 8月にIASBとFASBから公表された 公開草案「リース」に関する再審議 が終了している¹。ASBJ側から今後 関係者に対して説明を要すると考え る事項、また分析が必要な事項など について意見が述べられた後に意見 交換がなされた。

その他、IASBで進めている金融

商品の減損プロジェクトと分類及び 測定プロジェクト、また、料金規制 プロジェクトに関しても意見交換が 行われた。

2. 概念フレームワーク

IASBは、2004年以降、FASBとの 共同プロジェクトとして概念フレー ムワークの改訂に向けた取組みを行っ ていたが、MoUプロジェクトに注 力する観点から、2010年以降はその 作業を中断していた。

これについて、IASBは単独のプ ロジェクトとして、2012年9月から 概念フレームワーク・プロジェクト を再開している。当該再開に当たっ て、IASBは以下の分野について検 討を進めることにしている。

「財務諸表の構成要素(負債と資本 の区分を含む。)」

「認識及び認識の中止」

「測定」

「表示及び開示(その他の包括利益 (OCI) の表示を含む。)」

「報告企業」

また、今後IASBは、次の時間軸 で検討を進めることを予定している。

日 程	予 定
2013年7月	ディスカッション・ペーパー (DP) の公表 (コメント募集期間:120日)
2014年8月	公開草案 (ED) の公表 (コメント募集期間:120日)
2015年 9 月	概念フレームワーク・プロジェクトの最終化

本会議では、IASBで検討中の項 目を中心に、ASBJ側の意見が紹介 された上で、意見交換が行われた。 以下に、議論された項目ごとに内容 を紹介する。

(1) 概念フレームワーク

―プロジェクトの進め方

ASBJ側からは、概念フレームワー ク・プロジェクトの進め方に関して、 次のような意見が示された。

- 概念フレームワーク見直しの計 画として、当期純利益と測定のよ うに、相互に関連するものを同時に 議論することについては賛成である。
- しかしながら、2015年 9 月完成 目標というスケジュールから考え ると、難しい分野があり、そのよ うなテーマについては、プロジェ クトを分けて、時間をかけて取り 組むべきと考える。
- 例えば、「会計単位」や「認識 の中止」は、現在のIASBの提案 では、多くの判断を概念フレーム ワークではなく、個々の会計基準

設定にて委ねることとされている が、これらについては、概念フレー ムワークに相当程度決定しないと、 個々の会計基準開発が進まないと 考えられる。

これに対してIASB側からは、会 計単位と認識の中止の2点は難しい テーマであるが、会計単位について は基準開発レベルで対応できるので はないか、との意見が示された。一 方で、ASBJが主張する点に関して は、DPへのコメントを踏まえて検 討したいとの回答もなされた。

(2) 概念フレームワーク

——慎重性(保守主義)

IASBは、2010年9月にFASBと共 同で概念フレームワークの第1章 「一般目的財務報告の目的」及び第 3章「有用な財務情報の質的特性」 を改訂した。第1章及び第3章を最 終化するに当たり、従来の概念フレー ムワークで信頼性の1つの特徴とさ れていた「慎重性(保守主義)」に ついて「中立性」の考え方と矛盾す

るという理由で、忠実な表現の要素 として含めないこととされた。また、 他の言語への翻訳が難しいことから、 「スチュワードシップ」という表現 を使用していない。

IASBによる今回の概念フレーム ワークの改訂プロジェクトでは、上 記の章は見直さないことが暫定的に 決定されている。

これに関して本セッションでは、 ASBJ側から次のような考えが示さ れた。

- 慎重性(保守主義)の概念は、IFRSの会計基準全体に多く用いられており、また、企業が質的特性(目的適合性、忠実な表現)を十分に考慮しても、なお2つの選択肢がある場合に、利益を低くする(又は資産を少なくする)方法を選択することを妨げることを解している。したがって中立性を害している。したがって中立性を害さない範囲内で、慎重性を明確化することは有益と考えられ、結論の根拠の記述を修正すべきと考える。これに対して、IASB側からは主に次のような回答がなされた。
- 第1回のASAF会議においては、 慎重性やスチュワードシップについての要望は、多く聞かれなかった。
- これまで、これらを概念フレームワークで明記すべきという意見は多く聞いているが、DPで広く見解を求めれば、現行の記述の方がよいという意見もあるかもしれないため、DPにおいてコメントを求めることは有益かもしれない。

(3) 概念フレームワーク

——純利益 • OCI

2013年4月のIASB会議において、 「純損益 (profit or loss) 及びその他 の包括利益 (OCI)」の議論に関して は、次のような提案がされていた。

- IASBの現行の概念フレームワークでは、包括利益計算書における構成要素として、収益(income)と費用(expense)が定義され、純損益(profit or loss)、包括利益(comprehensive income)は構成要素として定義されていない。今後も、これらについて、現行の定義を大きく変更しない。
- 純損益とOCIとの区別に使用できる可能性のあるいくつかの属性 (未実現、非反復、営業外、測定の不確実性、長期、経営者のコントロール外)を分析した上で、どれも個別では決定的なものはない。
- 包括利益計算書における純損益 の表示について、次の3つのアプローチを提示し、アプローチ1を IASBの予備的見解とする。

(アプローチ1)

純損益で表示される収益・費用は、当該報告期間における企業の財務業績の主要な描像(picture)を伝達する。OCIは、それがより目的適合性のある情報を提供する場合に用いられ、財務業績に関する目的適合性のある情報をもたらす時点で純損益にリサイクルする。アプローチ1の下で、橋渡し項目

(bridging item)、再測定のミスマッチ (mismatched remeasurement) の2つがOCIの表示が適格とされ、純損益にリサイクルされる。

(アプローチ2)

OCIは、それがより目的適合性 のある情報を提供する場合に用い られるが、OCIの使用を決定する に当たり、いくつかの指標を検討 する。

(アプローチ3)

純損益の小計を表示しない単一

の包括利益計算書とする。

上記のIASB会議での提案に対し、 本セッションではASBJ側から主に 次のような意見が述べられた。

- 包括利益計算書の構成要素として、収益、費用の代わりに、純損益、包括利益を定義すべきである。
- 純損益とOCIとの区別に用いる 属性として、「未実現」、「測定の 不確実性」、「長期」が有用となる 可能性がある。これらの属性や他 の属性を組み合わせることで、純損 益の定義の開発を試みるべきである。
- 純損益の表示に関する3つのアプローチのうち、アプローチ1に基本的に同意する。純損益に表示される収益・費用項目は他の項目に比べて重要性が高く、OCIは事後的に必ずリサイクルすべきであるからである。アプローチ2は同意しないが、その中で提示される指標はアプローチ1の改善に役立つ可能性がある。アプローチ3は同意しない。
- 純損益とOCIの識別属性の分析 も踏まえて、純損益の説明として、 『純損益は、ある1期間の企業活 動の時間軸に沿った成果を、包括 的に示す。』を提案する。
- OCI項目を、橋渡し項目と再測 定のミスマッチとして性格付けす ることは有用だが、両者の違いが 分かりにくく、両者がリサイクル されるのであれば統合してもよい のではないか。
- 戦略的投資株式は、橋渡し項目 とすべきである。

上記のASBJ側の意見を受け、 IASB側からは各論点に対して主に 次のような反応が示された。

(包括利益計算書の構成要素について)

● 現状どおり収益・費用を財政状

態計算書との関係から定義するこ とは概念上の規律の観点からも問 題ないと考えている。ASBJの提 案も理解はできるものの、そのよ うに変更するのであれば、どのよ うな結果が生じるのか慎重に検討 を行う必要がある。

● 収益・費用は、特定の状況に応 じた分解の問題であるとするこの 議論は興味深い。収益・費用で構 成要素を定義しても、包括利益計 算書でどのように表示すべきかの 答えは出てこない。唯一、堅牢な 結節点があるとすれば、究極的に はネットの変動であろう。

(純損益の定義について)

- 純損益の定義が機能するかは疑 問である。「包括的」は良いとし ても、時間軸の考え方を入れるの は問題がある。再測定の金額が最 終結果と異なることを理由として OCIとするとしているが、そのよ うな場合に認識される純損益は長 年の活動の一断面を示すにすぎず、 活動に沿った業績を示しているか 疑問がある。
- ASBJから示されたように、再 測定の金額が最終結果と異なるこ とをOCIとする理由とすると、再 測定項目のすべてにOCIを用いる ことになり、OCIの利用を限定で きず、その場合のリサイクリング の目的適合性も疑問である。
- 例えば、年金負債に関する目的 適合性のある情報とは、当期にお ける年金負債の変動であり、リサ イクルすることが企業の業績を示 す良い方法かどうかについては疑 間が残る。
- ▶ 保険、年金、戦略的投資は、す べて長期の性質を有しており、小 さな市場インプットの変動が、大

きな価値の増減につながる可能性 があり、関係者がそうした増減を 純損益に含めるのを好まないとい う共通項がある。それらについて OCIを用いる正当性は長期であり、 不確実という点だが、それは満足 いくものではない。さらに考えを 進めていくためには、いくつかの 要素の組み合わせを考えることで あり、それを現行の資産・負債項 目にテストしていくべきである。 (OCIの分類について)

- 橋渡し項目と再測定のミスマッ チの分類は全く性質が異なるので、 どちらもリサイクルするという理 由だけで統合すべきではない。橋 渡し項目には純損益とOCIを測定 するために使用される2つの明確 に区別できる測定基礎があるのに 対して、再測定のミスマッチには 測定基礎は1つしかなく、単に損 益の認識のタイミングを他の項目 と一致させるためにOCIを通じて 純捐益としての認識を繰り延べて いるだけである。
- 戦略的投資株式に関しては、 IFRS第9号の開発の際に検討し たが、基準に入れる良い定義が開 発できなかった。ASBJの分析で は、比較可能性の観点などから十 分に堅牢な説明になっていないの ではないか。
- IAS第21号の純投資のケースは、 これが橋渡し項目であるためには 2つの測定基礎が必要であるが、 IAS第21号のケースではこれが何 かが分からない。また、再測定の ミスマッチに該当するのは困難と するASBJの指摘も妥当である。 せいぜい、経済的描像が不完全と いう程度である。ただ、多くが原 価測定の項目であり、連結に際し

て、為替レート分のみ再評価する 部分的な再測定であるので、おそ らく再測定差額を純損益に含める のに意味がないと考えたのが、 IAS第21号がこの項目をOCIとし た理由の1つであろう。

(4) 概念フレームワーク

——測定

2013年 4 月のIASB会議において、 「測定」の議論に関しては、次のよ うな提案がされていた。

- 測定原則と測定に関する判断の 枠組みについて、次のような測定 の原則を設定する(ただし、測定 の目的については明示されていな (10)0
 - 原則 1 :特定の測定方法によって 提供される情報の目的適合性 (relevance) は、それが財政状 態計算書、損益及び包括利益計 算書、場合によっては、持分変 動計算書、及び財務諸表注記に どのような影響を与えるかに依 存している。
 - 原則 2 :特定の測定に係るコスト は、既存又は潜在的な投資家、 及びその他の債権者に情報を報 告することの便益によって正当 化されなければならない。
 - 原則3:測定方法(基礎)の数は 目的適合的な情報を提供するた めに必要最低限でなければなら ない。
- ▶ 特定の資産に使用される測定基 礎は「当該資産が将来キャッシュ・ フローにどのように貢献するか」 に基づいて識別(決定)されるべ きである。将来キャッシュ・フロー への貢献方法に関する判断の根拠 は、次の2案のいずれかとなる。
 - ▶ 資産の価値は、現在の活動 (事業モデル)、計画、戦略、宣

言した方針、又は過去の取引から示唆される実現方法

▶ 最も利益の多い貢献手段 (測定原則と測定に関する判断の枠 組みについて)

上記のIASB会議での提案に関連 して、本セッションではASBJ側か ら、次のような発言があった。

- 第1章「一般目的財務報告の目的」、第3章「有用な財務情報の質的特性」の記述を踏まえ、測定目的を明らかにすべきである。
- 測定原則を維持するのであれば、 次のように修正すべきである。
 - ➤ 提案内容を概ね支持するが、 1つの測定項目に対して、(財政状態計算書及び包括利益計算書それぞれの観点から)2つの異なる測定基礎を使用することが適切な場合がある(この場合、両計算書における測定の差はOCIにより調整される。)。
 - ▶ 費用対効果の検討は重要では あるが、基準設定プロセスにおいてはじめに検討されるべき事 項ではなく、他の要素の後に検 討されるべきである。
 - ▶ 測定基礎の数は、測定目的に 照らして測定基礎を選別する過程で自ずと決まるものであり、 事前に決定すべきものではない。 また、こうした考え方は、概念 フレームワークの別の箇所とも 不整合であるため、当該原則は 不要である。
- 適切な測定基礎は、基準設定上 達成すべき測定目的を念頭に置き つつ、次のような順番のプロセス を経て決定されるという、測定に 関する判断の枠組みを明示すべき である。

ステップ1:目的適合性(価値の

実現)及び忠実な表現の検討 ステップ2:ステップ1で適切な 測定基礎が2つ識別された場合 の検討(OCIの使用)

ステップ3:コスト・便益の検討 これらのASBJ側の意見に対し、 IASB側からは次のような反応が示 された。

- 測定目的をより明確に記載すべきという見解に同意する。
- 測定原則1、2に対するコメントについては同意するが、原則3については、将来の基準設定において、IASBが新たな測定基礎を作り出してこれに対応するような事態を抑制する等のため、維持すべきと考えている。
- ASBJ側からの判断の枠組みに 関する提案については、IASBに おいても同様のものを考えていた ところで、考え方について同意する。 (測定基礎の識別方法について)

上記のIASB会議での提案に関連 して、ASBJ側からは次のような発 言がされた。

● 資産の適切な測定基礎の決定に当たっては、「資産の価値がどのように実現されるか」という観点から決定すべきと考えている。また、適切な実現方法は、企業の現在の使用方法(ビジネスモデル等によって裏付けられる。)に基づき判断する方法が、将来キャッシュ・フロー予測に資するという財務報告の目的と適合的と考える。

このASBJ側の意見に対し、IASB 側からは次のような反応が示された。

● ASBJの主張に賛同するが、「資産の価値の実現」が「将来キャッシュ・フローの貢献」に変わった点に関しては、IASBとしては本質的に内容を変更する意図はない。

ただし、事業モデルに基づき判断 を行うことを強調すると、恣意性 が介入する余地があり、比較可能 性が低下する可能性が懸念される。

(5) 概念フレームワーク

——開示(財務諸表注記)

2013年4月のIASB会議において、 財務諸表注記の範囲については次の ような提案がされていた。

- 財務諸表注記には、過去及び現在の状況、取引及び事象から生ずる情報を含めなくてはならない。
- 将来予測的な(forward-looking)種類の情報を財務諸表に表示することを制限する。
- 財務諸表には、企業の資産及び 負債から生ずるリスクの財務的な 影響についての情報を含めるべき である。
- 企業の財政状態及び財務業績に 関する一般的に目的適合的な情報 は、(1)報告企業全体、(2)企業が認 識した資産及び未認識の資産、(3) 企業が認識した負債及び未認識の 負債、(4)取引及び資産及び負債の その他の変動、(5)当該資産及び負債から生じるリスクの財務的影響、 (6)上記の会計処理に用いられる方 法及び仮定、に分けられる。

また、同会議において、財務諸表 注記に関連する重要性については次 のような提案がされていた。

- IASBは、重要性の考えは明確であり一般的によく理解されているため、概念フレームワークの中で重要性に関する指針を修正することを提案しておらず、追加的な指針を提供することも提案していない。
- IASBは、個々の基準レベル又 は適用指針レベルで重要性の適用 に対処するために追加的な作業を

行うことを検討している。

(財務諸表注記の範囲)

上記のIASB会議での提案に関連 して、本セッションではASBJ側か ら、次のような意見が示された。

- 上記のIASBの提案に概ね同意 するが、財務諸表注記の範囲をよ り詳細に分類できると考えている。 表示科目に関連する情報は、5つ のカテゴリーに細分化することが できると考えている。
- 表示科目に関連する情報につい ては、以下の3点を強調したい。 √ 将来予測的な情報には、次の 2つの側面がある。
 - 1つ目は、取引、事象及び状 況が年度末までに発生したこ とにより、財務諸表上、認識 されているものであって、見 積りを用いて測定される項目
 - 2つ目は、取引、事象及び 状況が年度末までに発生して いないため、財務諸表上、認 識されていないものであって、 開示後発事象以外の項目
 - √ 開示には、リスク・エクスポー ジャーの記述は含まれるが、そ れに関する計画や戦略の記述は 含まれるべきではない。これは、 そのような計画や戦略の情報は、 忠実に表現されず、検証可能で ない可能性があるためである。
 - √ 代替的な測定に関連する情報 は、次の3つに分類することが できる。
 - 代替的な測定基礎を用いて 測定される情報(例:財務諸 表上、取得原価で測定される 項目の公正価値情報)
 - 代替的なインプットを用い て測定される情報(例:感応 度分析)

- 代替的な会計方針を用いて 測定される情報(例:会計方 針の変更の影響)

これに対して、IASB側からは、 次のような反応が示された。

- ASBJ側が提案している分析は 有益である。DPではそのような 詳細な記載は行わないが、今後、財 務諸表注記の構成を確立していく ことは重要だと考えている。さらに 検討を進めて、発展させてほしい。
- 代替的なインプットを用いて測 定される情報に関して、感応度分 析による情報と測定の不確実性に 関する情報を分けて検討すること が有益と考える。

(財務諸表注記に関連する重要性) 上記のIASB会議での提案に関連 して、本セッションではASBJ側か ら、次のような意見が示された。

- 注記に関する重要性に関する記 述を概念フレームワークに含める べきである。
- 主要財務諸表に関する重要性と 注記に関する重要性は異なるべき であるが、実務においては、状況 により両者の重要性が同じである と考えられる場合がある。注記に 関する重要性に関する記述を概念 フレームワークに含めることが、 開示の過多という問題に対処する 上でも有意義である。

これに対して、IASB側からは、 次のような反応が示された。

- ASBJ側の意見に同意する。あ まり多くを記載する必要はないが、 主要財務諸表に関する重要性と財 務諸表注記に関する重要性の関係 を明確化すべきと考える。
- (6) 概念フレームワーク

----認識及び認識の中止 2013年 4 月のIASB会議では、資 産及び負債の認識規準から、現行の概念フレームワークにある「可能性が高い」という用語を削除して次のようにする提案がされていた。

- 企業は、次の場合を除き、すべての資産と負債を認識しなくてはならない。
- IASBが個別の基準を開発又は 改訂するプロジェクトの中で、資 産や負債を認識することが、利用 者に目的適合性のある情報を提供 しない場合、もしくはコストを正 当化できるほど十分に目的適合性 がある情報を提供しない場合には、 企業は資産又は負債を認識する必 要がない、もしくは認識すべきで ないと決定するかもしれない。

また同会議において、自己創設のれんについては、利用者が報告企業の価値を見積るために役立つ価値を提供しないため、利用者にベネフィットを提供しないことに加え、忠実者表現を提供する測定であると利用者に見積りの不確実性が高く、利用者に目的適合性のある情報をもたらさないため、コスト・ベネフィットの観点から認識すべきでないとの説明がされていた。

(認識規準)

上記IASB会議での提案に関連して、ASBJ側からは、次のような意見が述べられた。

● 不確実性を構成要素の定義、認識、測定、開示のいずれの章で扱うかは、概念フレームワークの中で最も重要な論点の1つと認識している。認識規準から「可能性が高い」を削除することは、改正IAS第37号の提案において、質問していなかったにもかかわらず、多くの回答者が認識規準に含めるべきだと指摘したことを想起する。

- 不確実性は測定のみで扱うのではなく、性質に応じて認識でも扱うべきであり、次の2つの側面から考えてみてはどうか。
 - ① 取引を行う当事者が起こり得る結果の理論上の可能性を知っているかどうか
 - ② 起こり得る結果の範囲が合理的な範囲に収まるかどうか取引を行う当事者が起こり得る結果の理論上の可能性を知って産産と負債を認識し、不確実性は主として拠合で、起こり得る結果の範囲に収まる場合で、起こり得る結果の範囲に不確実性は主として認識で又は自債を認識する。合理的な範囲に収な意質産又は自債を認識する。合理的な範囲に収まが、蓋然性規準²に基づき資産を認識する。合理的な範囲に収まが、強力を認識する。合理的な範囲に収まがある。合理的な範囲に収まがある。

これらのASBJ側からの意見に対し、IASB側からは、次のような反応があった。

- 存在に関する不確実性がある場合には閾値を設け、測定の不確実性については、測定で不確実性を扱う方が良いのではないかと考えており、アプローチが異なる。
- IAS第37号の改訂公開草案に関して、1回のみ実施される事象に対する保険や保証契約をどう取り扱うかが問題となった。

(自己創設のれんの認識)

上記IASB会議での提案に関連して、ASBJ側からは、次のような意見が述べられた。

● 自己創設のれんを認識してはいけないという点では意見が一致しているが、理由について少し異なっている。ASBJスタッフは、経営

者が負うべき責任は基本的には事 実の開示であり、予測は投資家の 自己責任で行われるべきであると 考えている。自己創設のれんを認 識することは、経営者が企業の価値を自分で報告することになり、 有益な財務情報を提供するという 財務報告の目的との整合性が図れなくなる。目的適合性の問題というのが我々の考え方である。

これに対しIASB側からは、表現の忠実性の問題ではないかという意見もあったが、ASBJの主張について理解できるという発言がなされた。

3. 保険契約

IASBは、2010年7月に公表した公開草案「保険契約」(2010年公開草案)へのフィードバックを踏まえた再審議の結果、5つの論点について意見を募集する改訂公開草案を2013年第2四半期中に公表することを予定していた。本セッションでは、その論点の1つである保険契約収益の表示について、ASBJの見解及び代替案を示し、IASBとの意見交換を行った。

IASBは、2010年公開草案においては、財務諸表上にボリューム情報を示さない要約マージン・アプローチを提案していたが、再審議の結果、既経過保険料アプローチで算定された保険契約収益をボリューム情報として表示する旨を暫定決定している。なお、この暫定決定では、保険者が保険契約者に移転するサービスが主に保険金の支払であるという前提に基づき、当初認識時の予想将来キャッシュ・インフローを各期間の予想保険金の割合で配分して保険契約収益として表示することとした。

ASBJ側は、既経過保険料アプロー チを選好するものの、具体的な方法

としては、残余マージンの解放パター ンに従って、当初認識時の予想将来 キャッシュ・インフローを各期間に 配分した金額を保険契約収益として 表示し、保険金を発生時に表示した 上で、これらの金額と引受マージン 合計とをつなぐ残余の金額を独立の 表示科目とする代替案を示した。

この代替案に関して、IASB側と ASBJ側との間で以下のような意見 交換が行われた。

- IASB側より、残余マージンが 存在しない場合の配分方法につい て質問があった。これに対して ASBJ側より、残余マージンが存 在しない場合は、予想保険金の時 期及び金額に基づいて配分する方 法を考えており、これは保険料配 分アプローチとも整合していると の回答があった。
- IASB側より、保険者にとって、 保険金の支払は重要なサービスの 提供であり、その金額で収益を配 分しない理由について質問があっ た。これに対してASBJ側より、 保険契約収益の配分は、後加重に なる場合が想定される予想保険金 ではなく、保険者が提供するサー ビスの移転と整合的な方法で行う べきであるとの回答があった。
- IASB側より、代替案に基づい て残余の金額を表示した場合、そ の金額に関して利用者に説明する のは非常に困難であるとのコメン トがあった。これに対してASBJ 側より、残余の金額の説明は難し いものの、収益認識プロジェクト との一層の整合性を考慮すれば、 サービスの移転に従って収益を配 分する方がより望ましいと考えて代 替案を検討したとの回答があった。
- IASB側より、保険金の発生に

著しい偏りが生じる場合、サービ スの移転に従って収益を平準的に 配分すると、収益と費用との間で 不整合が生じ得る点について質問 があった。これに対してASBJ側 より、保険金の発生に著しい偏り が生じる場合は、残余マージンの 解放パターンもそれを反映したも のになり得るため、代替案でも不 整合は生じないとの回答があった。

4. 金融商品:減損

IASBは2013年3月に、公開草案 「金融商品:予想信用損失」を公表 しており、当初認識時以降の信用の 質の悪化の程度に基づいて、減損認 識を行うことが提案されている。

本セッションにおいては、IASB が提案している減損モデルに関して、 ASBJ側から、次の点について見解 が示された。

- (1) 実務上のコストを回避するため の便宜である「投資適格」の格付 けを用いることは、銀行における 内部格付けと必ずしも一致せず、 目的に適っていないのではないか。
- (2) ポートフォリオベースで信用の 質の悪化を識別しようとする場合、 ポートフォリオ全体に対して予想 されていた信用の質の悪化と、事 後的に判明した信用の質の悪化と が混同されてしまい、信用の質の 悪化を忠実に捕捉できないのでは ないか。
- (3) ある顧客に追加で貸付が行われ た場合に、貸付ごとに異なるステー ジに区分される可能性があり、銀 行監督や金融機関の信用リスク管 理の手法と整合的でないのではな いか。

また、ASBJ側から、可能性ある 代替案として、以下が提案された。 代替案1:FASBの現在予想信用損 失モデル(Current Expected Credit Losses model)をベースとして、購入した信用減損金融資産(PCI)に関する取扱いを、全期間ベースの累積デフォルト確率が一定のレベルにあるオリジネートローンに拡大する。

代替案 2: IASBのモデルをベース として、以下の修正を行う。

- 報告日現在における信用の質の絶対的なレベルをベースとして、ステージ間の移動を捕捉する。
- 収斂を達成するために12か月 を超える期待損失に対して一定 レベルの引当金を計上すること を許容する。

さらに、IASBが提案している利 息収益の認識方法に関して、ASBJ 側から、次のような発言がされた。

• IASBのモデルでは、信用の質が悪化した金融資産であっても、当初契約金利に基づく実効金利法をベースとして利息収益が計上される。しかし、こうした金融資産から利息が回収されることが少ないため、利息収益の認識に関する提案について、日本の関係者は懐疑的である。

これらのASBJ側の主張に対して、 IASB側から以下のようなコメント があった。

(IASBが提案している減損モデル に対するASBJ側の見解について)

(1)について:信用リスク管理の絶対 的なレベルは各国の銀行によって 様々であり、ASBJ側の提案によ ると、比較可能性が保てなくなる 恐れがある。信用の質の悪化の識 別については、最近、あまり懸念 は聞かれず、絶対的な信用レベル の変化を使用することで、銀行が 実務上対応できると判断したので はないか。公開草案の中からこの 点を読み取れないのであれば、適 用ガイダンスを充実させることが 可能かもしれない。

- (2)について:提案モデルは、実務上の対応可能性や、規制も考慮されており、それらの妥協の上に成り立っているといえる。
- (3)について:問題意識は理解するが、 該当する事象が稀であるため、深 刻な問題とはならないのではない か。このようなローンの場合、当 初からモニタリングしているはず なので、重要な悪化があった場合 には速やかにステージ2に移動す ることができるのではないか。

(ASBJ側の代替案について)

12か月超の予見可能な将来を考慮して良い旨を提案しているが、比較可能性等の観点から問題があるのではないか。この方法によると、規制当局がステージ1の期間を決めるということになるであろうが、会計基準設定の方法としては好ましくない。

(利息収益の認識方法について)

IASBのモデルでは、現在価値 計算に基づいて減損損失額を算定 することとされているため、未収 利息を認識する方が概念的により 適切ではないか。

5. のれんの減損及び償却に関する ASBJのリサーチ・プロジェクト

ASBJは、IASBが実施した「アジェンダコンサルテーション2011」に対するコメントで、IASBによるIFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューの範囲に、のれんの会計処理を含めるべきとの意見発信を行っている。

また、ASBJは、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリア会計基準設定主体(OIC)と共同

で、のれんの会計処理についてリサー チ・プロジェクトを進めている。

本セッションでは、ASBJが実施したのれんの減損及び償却に関する質問票への回答及び意見交換会において示されたコメントや、学術論文を含むのれんに関する文献から得られた考え方を紹介した。また、EFRAG及びOICと共同で、次の項目について引き続きリサーチを行う予定である旨を示した。

- (1) のれんの償却を再導入すべきか
- (2) 取得のれんが財政状態計算書に おいて認識されるべきか
- (3) 減損テストに関する現行ルール の改善
- (4) IAS第36号「資産の減損」で要求される開示の改善 これに対して、IASB側から、主

に次のようなコメントがあった。

- IFRS第3号の適用後レビュー の範囲について、IASBとして意 思決定を行っていないが、個人的 には、のれんに関する点も含め、 包括的な検討を行うべきと考えて いる。
- のれんの株主持分に対する即時 慣却は過去に英国でも行われてお り、1つの可能性として検討に合 められるべきであるほか、へべき が貸借対照表に含められるそれるが である。また、のれんの減損テスト についてコストを下げることが についてのれんに関する開示の改善 も、欧州証券市場当局(ESMA) のレポートで指摘されている項目に で、重要な点であり、今後のリサー チを行う予定とされている項目に ついて違和感はない。
- 財務諸表利用者としては、のれん控除前とのれん控除後の純資産

を見たいと考えている。概念フレー ムワークに照らして考えると、の れんも資産に該当するが、他の資 産と全く同じではなく、のれん控 除後の純資産を示すこともあり得 るのではないか。

- のれんの償却については、理論 的には理解できるが、アナリスト はのれんの償却金額を足し戻して おり、償却後の当期純利益を企業 の収益性の分析に使用していなかっ た。このため、のれんを償却する かどうかは意思決定には限定的と 考えている。他方、減損アプロー チによる場合、減損金額自体には 目的適合性はあると考えられるが、 減損損失の認識時期が遅れがちで ある等の指摘がされており、いず れにしてもキャッシュ・フロー予 測に有用であるか疑問である。
- 個人的には、受託者責任の観点 が最も重要と考えている。経営者 は買収を行った場合、説明責任を 果たす必要があり、その観点から は、貸借対照表にのれんを計上し ておいた方がよい。受託者責任の 観点からは、のれんの減損のみの アプローチも正当化できるが、償 却に意味があるとする議論もあり、 どちらによっても説明ができるの ではないか。
- のれんのうち、少なくとも一部 は、シナジー効果のために上乗せ して払った部分であり、実現した 場合には収益がその分認識される。 その場合、のれんを償却しないと、 収益が二重計上されてしまう。こ のため、少なくとも、将来のシナ ジー効果を期待して払ったプレミ アム部分については、償却をしな いアプローチが経済的に適切と思 わない。

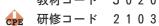
IV 終わりに

IFRS財団は、評議員会による「戦 略レビュー2011」において示された 提言を踏まえ、IASBへの技術的助 言機関として各国会計基準設定主体 及び地域団体をメンバーとするASAF を設置しており、ASBJはASAFの メンバーとして選出されている。 ASAFは、IASBとASAFメンバーに よる覚書によって、IASBと個々の 会計基準設定主体との間で複数存在 する二者間の関係を置き換えること を目的として設置されたものである。

ASAFの第1回会合は、2013年4 月に開催されており、今回の会合に よって、ASBJとIASBとの間の年2 回の定期協議は終了する。しかしな がら、両ボードは、両者間の定期的 なコミュニケーション、ASBJから IASBへのスタッフの派遣及びASBJ からIASBによる調査研究プロジェ クトへの貢献を通じて、今後とも密 接な関係を築いていく予定である。

〈注〉

- 1 本会議の後、2013年5月16日に、 IASBはFASBと共同で、改訂公開 草案「リース」を公表した。
- 2 蓋然性規準の閾値は、資産又は 負債の性質に基づき個別基準レベ ルで決定する。
- 3 本会議の後、2013年6月20日に、 IASBは、改訂公開草案「保険契 約」を公表した。



教材コード J020683

履修単位 1単位